

兵庫県漁業協同組合連合会行動計画

平成27年4月1日

職員が仕事と子育てを両立でき、また職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、働きがいをもって勤務できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内容

【目標】ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の充実を図る。

【対策①】毎月内2日ノー残業デーを設定する。

【実施方法】

1. 平成27年5月末までに、各部署で職場に応じた実施方法を検討し、職員へ周知する。
2. 平成27年6月より、各部署でノー残業デーを実施する。
※但し、繁忙期に実施困難な場合は、毎月内2日の実施ではなく、年間通して24回の実施を目標とする。

【対策②】年次有給休暇および代休の取得を促進するため、有給休暇もしくは代休を毎年4～3月の間で全職員チャレンジ5（5日間連続した休暇）を取得する。

【実施方法】

1. 平成27年4月より、5日間連続して有給休暇もしくは代休を取得する。
2. 業務の都合上、取得予定日の前月までに所属長へ報告し、取得前日までに休暇届もしくは代休届を提出して決済をもらい取得する。

【対策③】育児休業・介護休業の制度周知を行うため、本会職員の同制度の取得率は低く、育児休業・介護休業制度自体が浸透していない可能性があるため、同制度の情報発信を積極的に行う。

【実施方法】

1. 総務部だより等を利用し、総務部より各職員に対し情報発信を行っていく。